

株式会社ダイエー等に対する買取決定について

平成17年2月28日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という）は、下記の対象事業者について、平成16年12月28日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行っていましたが、本日、法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。

*「買取決定」とは、必要な関係金融機関と機構との間で、

関係金融機関から機構への時価での債権の売却、

関係金融機関における金融支援（債権放棄を行い残債を引続き保有したり、債務の株式化（DES）を行ったりすること）

のいずれかについての合意が整い、対象事業者の事業再生計画を予定どおり進められることが確実になった時点で機構が行う決定です。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社ダイエー

株式会社十字屋

株式会社チャンネルシティ・オーパ

株式会社中合

株式会社サカエ

九州スーパーマーケットダイエー株式会社

株式会社日本流通リース

株式会社浦安中央開発

株式会社オレンジエステート

株式会社セリティフーズ

株式会社デイリートップ

株式会社西神オリエンタル開発

2. 買取決定に係る金額等

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| ・対象事業者の債権の元本総額 | 1,020,562 百万円（A） |
| ・買取り（上記）に係る債権の元本額 | 394,336 百万円（B） |
| ・関係金融機関等において金融支援（上記）
等が行われる債権の元本額 | 626,225 百万円（A - B） |

*上記の額は、実際の買取実行までの間に変更があり得ます。

3. 金融支援額

債権放棄 債権放棄額 4,050 億円
優先株式の消却 優先株式 1,920 億円を消却

*支援決定時点からの変更はありません。

*上記額は実際の買取実行までの間の担保物件売却等により変更があります。

4. 今後の予定

平成 17 年 3 月 ダイエー臨時株主総会
平成 17 年 5 月 第三者割当増資の実施

5. 主務大臣の意見

内閣総理大臣、財務大臣：意見なし

経済産業大臣：今般の買取決定に当たり、平成 16 年 12 月 28 日の支援決定時に述べたとおり、株式会社産業再生機構は対処されたい。

6. 一般の債権の取扱い

今般の買取決定は、上述のとおり、関係金融機関等と機構との間の合意が整ったということの意味するものであり、関係金融機関等に係るもの以外の一般の債権に何ら影響を及ぼすものではありません。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9 階		
株式会社産業再生機構	企画調整室	
	電話番号	03-6212-6437